

UBS コモディティ・ファンド (UBSブルームバーグCMCI連動型)

追加型投信／海外／その他資産(商品先物)／インデックス型



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

【委託会社】(ファンドの運用の指図を行う者)

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

<照会先>

ホームページアドレス : <http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号: 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

【受託会社】(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	その他資産(商品先物)	インデックス型	その他資産(投資信託証券(債券 その他債券))	年1回	グローバル(除く日本)	ファミリーファンド	なし	その他の指数(UBSブルームバーグCMCI総合指数(円換算ベース))

商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(URL:<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

◎委託会社の情報

設立／平成8年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)

資本金／22億円(平成23年12月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額／9,467億円(平成23年12月末現在)

- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- ・当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

「UBSコモディティ・ファンド(UBSブルームバーグCMCI連動型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年3月2日に関東財務局長に提出しており、平成24年3月3日にその届出の効力が生じております。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI総合指数に概ね連動し、世界の商品市況を反映する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

UBSコモディティ・マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)への投資を通じて、世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI総合指数に価格が連動するユーロ円建て債券等(商品指数連動債等)を中心に実質的に投資を行います。

・ベンチマークは、UBSブルームバーグCMCI総合指数(円換算ベース)^{※1}とし、概ね連動させるように運用を行います。

※1 「UBSブルームバーグCMCI総合指数」を当社が円換算するものです。

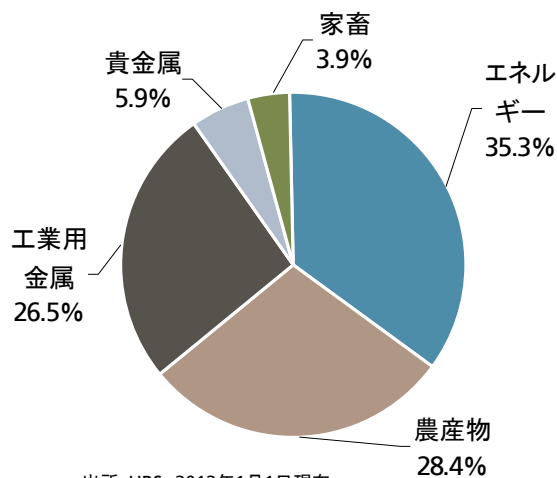
[UBSブルームバーグCMCI総合指数の特徴]

UBSブルームバーグCMCI総合指数は、UBSとBloombergが開発した世界の複数の代表的商品先物を複数年限指数化したもので、商品市況を反映する指数です。

同指数は、独自のウエイト計算で、地域・商品において広く分散を行うとともに、限月の違う先物取引を複数用いて、頻繁に取引を行うことで、より効率のよい運用を行います。

※「CMCI」は、コンスタント・マチュリティ・コモディティ・インデックスの略です。

セクター別構成比率



※四捨五入により、構成比率の合計は100%とはならない場合があります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

Constant Maturity Commodity Index Family

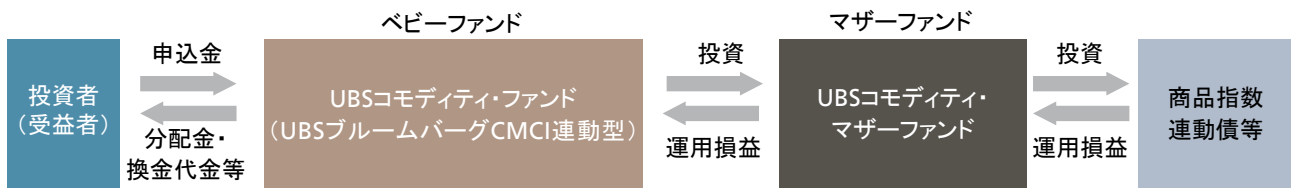
(コンスタント・マチュリティ・コモディティ商品指数、以下、「CMCI」)

CMCIに関する著作権、およびその他知的財産権はUBS銀行(UBS AG)またはその関係会社(以下、「UBS」という)およびBloombergに帰属しており、UBSの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。CMCIはUBSが情報提供のみを目的として作成したものであり、指数構成銘柄への投資を推奨するものではありません。UBSは、情報の正確性、確実性および完全性を保証するものではなく、UBSは当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。

◎ファンドの仕組み

[ファミリーファンド方式について]

当ファンドは「UBSコモディティ・マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



◎主な投資制限

・株式への実質投資割合	転換社債等の転換請求あるいは行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
・投資信託証券への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。(マザーファンド受益証券を除く)
・同一銘柄の株式への実質投資割合	取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
・同一銘柄の転換社債等への実質投資割合	取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
・外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
・デリバティブ取引の制限	ヘッジ目的に限定しません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎分配方針

毎決算時(毎年12月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
- ・収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■コモディティ(商品)市場の変動リスク

「UBS ブルームバーグ CMCI 総合指数」の騰落率に価格が連動する仕組債を高位に組入れた場合には、コモディティ(商品)市場の変動の影響を大きく受けます。

■商品指数連動債に関するリスク

商品指数連動債^{*}の価格は、対象インデックスの値動きと概ね連動するよう調整されるため、インデックスが下落した場合には下落することになり、この場合、当ファンドの基準価額も下落します。

また、当該債券の発行体に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合には、当該債券価格は大きく下落したり、利払いが滞ったり、売却が困難となる場合もあります。

※債券の発行は、UBS AGロンドン支店が行います。

ただし、将来AA以上もしくは同等の格付けを有する発行体の債券に投資する場合があります。

■為替変動リスク

世界各国の各種の通貨建有価証券等に投資を行う場合（商品指数連動債を通じて外貨建資産に投資する場合を含みます。）には、円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

運用実績

- ◎最新の運用実績は表紙に記載のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
- ◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移 (2011年12月30日現在)



※基準価額(分配金再投資)は運用管理費用(信託報酬)控除後で、税引前分配金を再投資したもとして算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2009年12月	0円
2010年12月	0円
2011年12月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況 (2011年12月30日現在)

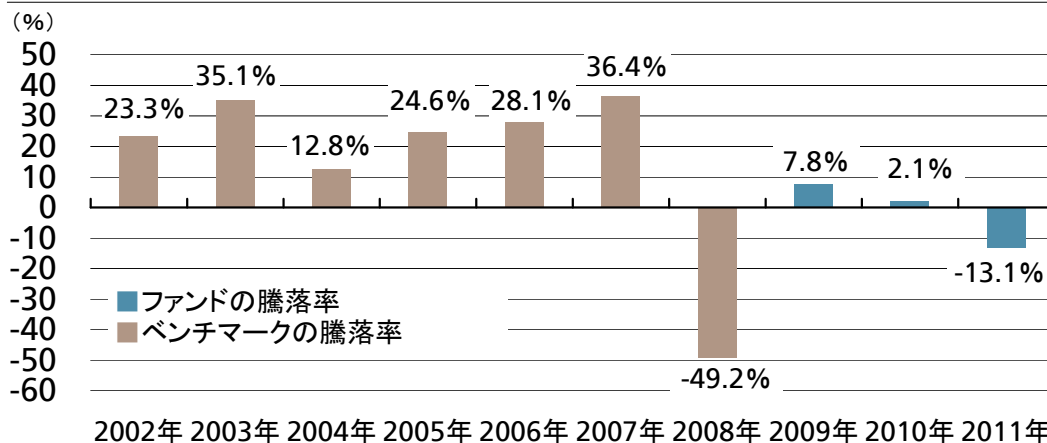
<主要銘柄>

国名 または地域	種類	銘柄名	償還日	投資比率
イギリス	社債券	UBS BLOOMBERG CMCI USD TOTAL R	2012/10/24	108.37%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。

※ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを99.43%組入れております。

年間収益率の推移 (2011年12月30日現在)



※税引前分配金を再投資したもとして算出。

※2009年については、当初設定日(2009年8月18日)から年末までの騰落率。

※2008年以前は、ベンチマークの騰落率を表示。

※ベンチマークの騰落率は、UBSブルームバーグCMCI総合指数を委託会社が円換算し算出。

ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
購入代金	販売会社の指定する期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたものを、当日の申込分として取扱います。
購入の申込期間	平成24年3月3日から平成24年9月4日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	該当事項はありません。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入・換金の申込みの受け付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは購入・換金の申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込みを取消すことがあります。
信託期間	平成21年8月18日から平成26年12月5日まで
繰上償還	純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年12月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	5,500億円を上限とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年12月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.15% (税抜3.00%) 以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用											
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に 年率0.8925% (税抜年率0.85%) を乗じて得た額とします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計</th> <th colspan="3">内訳 (年率表示、カッコ内は税抜表示)</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8925% (0.85%)</td> <td>0.5250% (0.50%)</td> <td>0.3150% (0.30%)</td> <td>0.0525% (0.05%)</td> </tr> </tbody> </table>	合計	内訳 (年率表示、カッコ内は税抜表示)			委託会社	販売会社	受託会社	0.8925% (0.85%)	0.5250% (0.50%)	0.3150% (0.30%)	0.0525% (0.05%)
	合計	内訳 (年率表示、カッコ内は税抜表示)											
委託会社		販売会社	受託会社										
0.8925% (0.85%)	0.5250% (0.50%)	0.3150% (0.30%)	0.0525% (0.05%)										
その他の費用・ 手数料	<ul style="list-style-type: none"> 監査報酬および法定手続き(書類の作成、印刷、交付等)に関する費用など(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)を間接的にご負担いただく場合があります。 ※原則として、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用などが、原則として費用発生都度、ファンドから支払われます。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。 												

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※ 上記は平成23年12月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※ 法人の場合は上記と異なります。

※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

